

(件 名) 所得税法第56条廃止を求める請願

(請願の趣旨)

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方でも納税者を差別するものです。2014年1月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ485自治体が国に意見書を上げています。また、第63会期国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告がなされました。日本の家族経営における配偶者の多くは女性です。世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。

2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には所得税法見直しが盛り込まれました。政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために所得税法第56条の廃止を求める決議を採択され、政府に送付していただきますよう御尽力をお願いします。

**【請願事項】**

- 1 所得税法第56条廃止を求める請願を採択し、政府に意見書を提出してください。

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。

一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていましたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現するべきです。

【陳情の要旨】

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

(件名) 児童および障害のある人の福祉施策に関する陳情書(5項)

(陳情の要旨)

1994年の児童の権利条約批准から遅れること20年、国連障害者権利条約が2014年に批准され、障害者差別解消法など国内法が少しずつ拡充されつつある中、本県においても「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定されたところです。社会的に弱い立場にある人の権利保障も含めて、障害があってもなくても、誰もが差別されることなく、分け隔てなく育ち、暮らし、働くことのできる鹿児島を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。

これらの動きの一方、近年全国的に国民の貧困化や所得格差が拡大する中で、高齢者、障害者、ひとり親家庭、子どもの貧困が社会問題化しています。また介護保険制度や障害福祉制度においては「負担は厚く、支援は薄い」状態が年々深刻化しており、さらに営利企業の福祉参入を許す等の制度設計によって、「社会福祉」は本来の意味を急速に失いつつあります。福祉・保育労働従事者の相次ぐ離職など慢性的な担い手不足によって社会福祉の現場は様々な問題が山積し、日々深刻化しています。

社会保障改革の名のもとに、「自己責任」や「自助」が声高に叫ばれています。生存権を規定した憲法25条、幸福追求権を規定した憲法13条を真の意味で守り、障害があってもなくても誰もが自由と幸福のもとで安心して暮らしていける地域や社会をつくるため、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

#### 記

- 1 障害のある方が介護保険に切り替わったときに、今まで使っていた制度が利用できなくなったりします。介護保険優先原則ではなく、その人に合わせた制度利用が出来るようにしてください。
- 2 入院時に家族以外でも付き添えるように、入院時付き添い制度を創設してください。
- 3 児童通所発達支援の利用申請から利用開始までの期間がより短縮できるよう配慮してください。
- 4 児童の放課後等デイサービス事業における受給量制限を撤廃するよう国に働きかけてください。
- 5 保育園の3歳以上の子どもが主食を持ってこなくてもよいように、完全給食を実現してください。
- 6 障害者差別解消法や障害者差別解消条例の理念が県民の文化として深く根づいていくための、具体的な手だてを講じてください。
- 7 福祉職の深刻な人手不足対策のため、早急に処遇改善にとりくむよう国に働きかけてください。

署名者 16,146名

(署名簿 — 添付省略)

(件 名) 原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難について

(陳情の趣旨)

原発事故時、放射能被ばくに対して妊産婦・乳幼児・児童は、より大きな影響を受けます。PAZ圏以外でも、優先避難を検討していただきたい。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

PAZ圏以外でも妊産婦・乳幼児・児童の優先避難を検討することを求める。

(件 名) 鹿児島湾のM5地震から予測できる近隣でのM6地震対策を求める陳情

(陳情の趣旨)

今年7月に鹿児島湾を震源とするM5地震が発生しました。2004年春からのデータベースであるヤフーの地震情報

<https://typhoon.yahoo.co.jp/weather/jp/earthquake/list/?e=787>

によると、2008年3月から鹿児島湾での震度1以上の地震が発生し始め、今年の本M5地震発生までに28件、M5発生よりも後に、11月24日現在で56件です。2008年からの9年間余りでの28件の2倍の件数である56件が今年7月からの約5か月間で発生したことになり、この7月以降はそれ以前に比べてほぼ40倍の頻度です。

この鹿児島湾でのM5地震について、新妻信明静岡大学理学部地球科学教室名誉教授が次のような指摘をされています。

(\*以下、<http://www.niitsuMa-geolab.net/archives/5118>から引用)

>今回の震源から40km以内には、2017年3月11日より前の地殻内IS解・CMT解は無いが、歴史地震には西方(289°)震央距離12kmの知覧で1893年9月7日M5.3がある。この地震では土蔵・石垣・堤防が破損し、地辻もあった(宇佐美, 2003)。その後1893年9月30日まで多数の余震があり、翌年1894年1月4日M6.3が起こっている。

>この知覧の地震の前には1891年10月28日濃尾地震M8.0・1893年6月4日択捉M7.8があり、その後1894年3月22日根室南西沖M7.9・1894年6月20日東京湾北部M7.0・1894年10月7日東京湾北部M6.7・1894年10月22日庄内地震M7.0・1895年1月18日霞ヶ浦M7.2・1896年1月9日鹿島灘M7.3・1896年6月15日明治三陸地震M8.5・1897年11月23日カムチャツカM7.9と巨大地震が続き、石橋(1994)の大地動乱の時代であった。

この指摘によると、鹿児島湾のM5地震の震源域から近い知覧で1893年にM5が発生し、翌年M6があったということですから、今回も来年あたりにM6が近隣で起こる可能性が高いはずです。

もっとも危惧されるのは喜入の石油備蓄基地であるはずで、M6がもし発生したらかなり危険であると思います。

なお、桜島とか新燃岳、開間岳の大規模噴火を心配される方がいますが、以下の理由により、桜島の大正噴火規模の大噴火はここ数十年以上発生はないと思います。

1. 桜島は天平宝字（764年）、文明（1471年）、安永（1779年）、大正（1914年）と4回の大噴火がありましたが、どれも南海トラフ地震との連動性が見られません。1914年大正大噴火は1946年昭和南海地震の32年前、1779年の噴火は1707年宝永地震の72年後で1854年安政南海地震の75年前、1471年の噴火は1498年明応地震の27年前、764年の噴火は797年の南海トラフ地震の33年前です。2011年のM9地震の前回版である869年貞観地震の際は、前後100年間で桜島噴火はありませんでした。なお、南海トラフ大地震は今後10年程度で起こるはずです。
2. 1914年大正噴火は、1911年（明治44年）6月15日喜界島地震一M8.0との関連が疑われること。時間的に発生時期が近く、またフィリピン海プレートの琉球海溝からの沈み込みが桜島の噴火や喜界島地震を起こしたはずと考えられること。
3. フィリピン海プレートは台湾あたりで陸のプレートの上に乗っかっていて、沈み込みが妨げられています。このことが原因で奄美大島以西の南西諸島には火山がないはずであり、琉球海溝からのフィリピン海プレートの沈み込み活発化はまだまだ先であると考えられること。
4. 桜島とか新燃岳の噴火は関東方面からの西向き圧力によってマグマだまりが押されることで発生していて、マグマの新たな生成自体はほとんど行われていないこと。

以上の趣旨により、下記のことを陳情します。

#### 記

1. 鹿児島湾の薩摩半島側ではどこでもM6規模の地震が起こり得るので、その注意喚起をすること。
2. 喜入の石油備蓄基地の運営会社と共に、万一にも直下型が起こったときの被害想定をしておくこと。